資料２
（保健所運営協議会）

市販薬のオーバードーズの予防啓発について

１　議題要旨

近年、市販薬のオーバードーズ（過量摂取）が社会問題となっており、本市では、市ホームページや広報おおつ等で啓発しています。

また、今般の薬機法の改正により、乱用に使用される成分を含んだ市販薬の販売方法の規制が強化され、薬局やドラッグストアでは、薬剤師等が薬物乱用のゲートキーパーとしての役割を期待されています。

本市における市販薬のオーバードーズの予防啓発について検討するにあたり、効果的な啓発があれば、御意見をお願いします。

２　啓発内容

（１）「一般用医薬品の濫用防止に関するポスターについて」（令和５年３月 22 日付厚生労働省医薬・生活衛生局医薬安全対策課事務連絡）⇒一般社団法人大津市薬剤師会、中学校等へ周知依頼

（２）毎年実施される「薬と健康の週間」（１０月１７日～１０月２３日）に合わせ、広報おおつにおいて啓発記事を掲載

（３）市ホームページにおいて啓発

３　法規制

令和８年５月１日から指定濫用防止医薬品の規制が強化され、薬局やドラッグストアでは、１８歳未満の者へは大容量の製品の販売を禁止し、小容量の製品の販売にあたっては、医薬品の使用状況や当該医薬品の購入状況の確認に加え、氏名を確認するとともに、対面等による情報提供を経た上で販売することとされた。

資料２
市販薬のオーバードーズの予防啓発について

大津市保健所保健総務課

議題要旨

近年、市販薬のオーバードーズ（過量摂取）が社会問題となっており、本市では、市ホームページや広報おおつ等で啓発しています。

また、今般の薬機法の改正により、乱用に使用される成分を含んだ市販薬の販売方法の規制が強化され、薬局やドラッグストアでは、薬剤師等が薬物乱用のゲートキーパーとしての役割を期待されています。

本市における市販薬のオーバードーズの予防啓発について検討するにあたり、効果的な啓発があれば、御意見をお願いします。

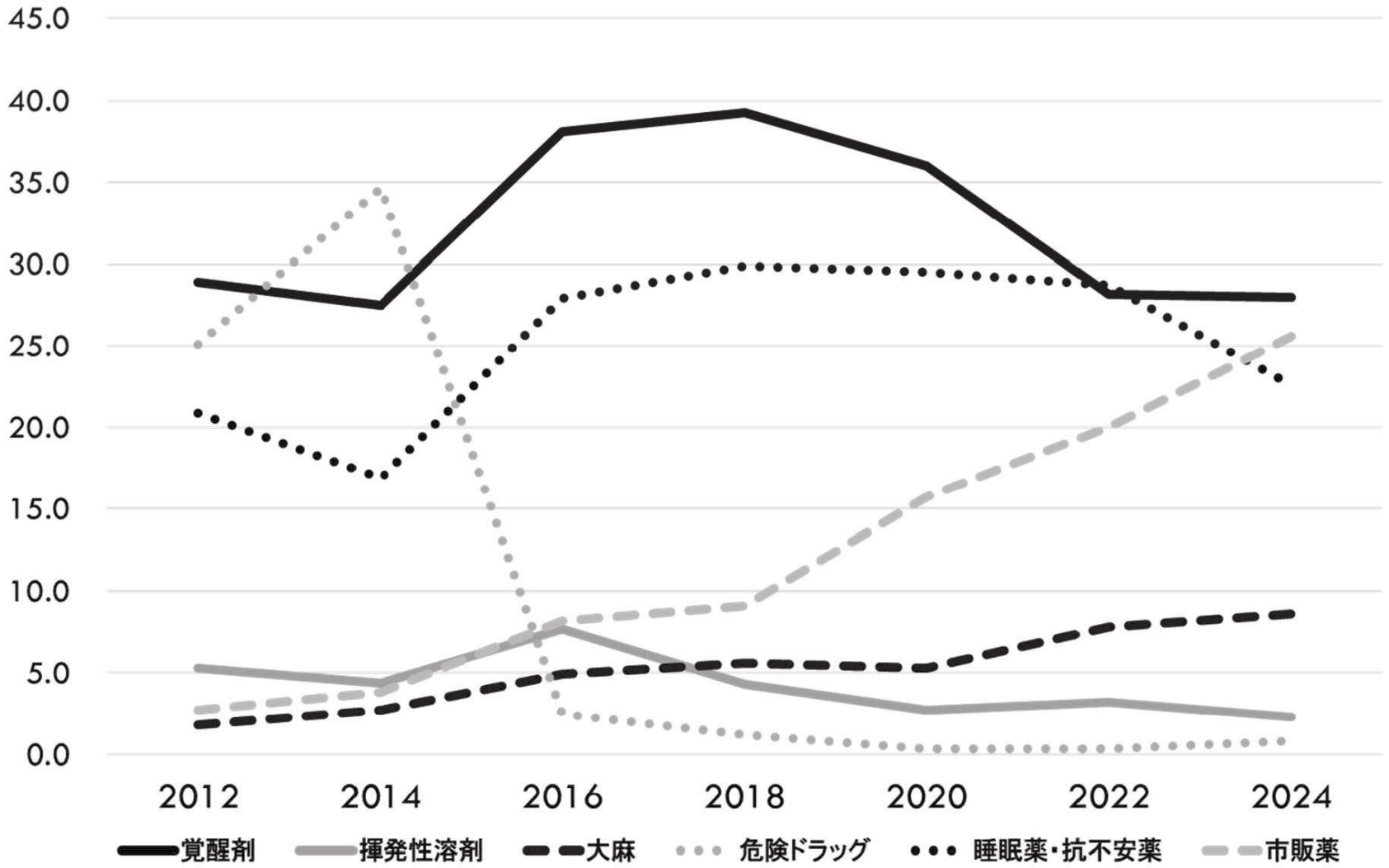
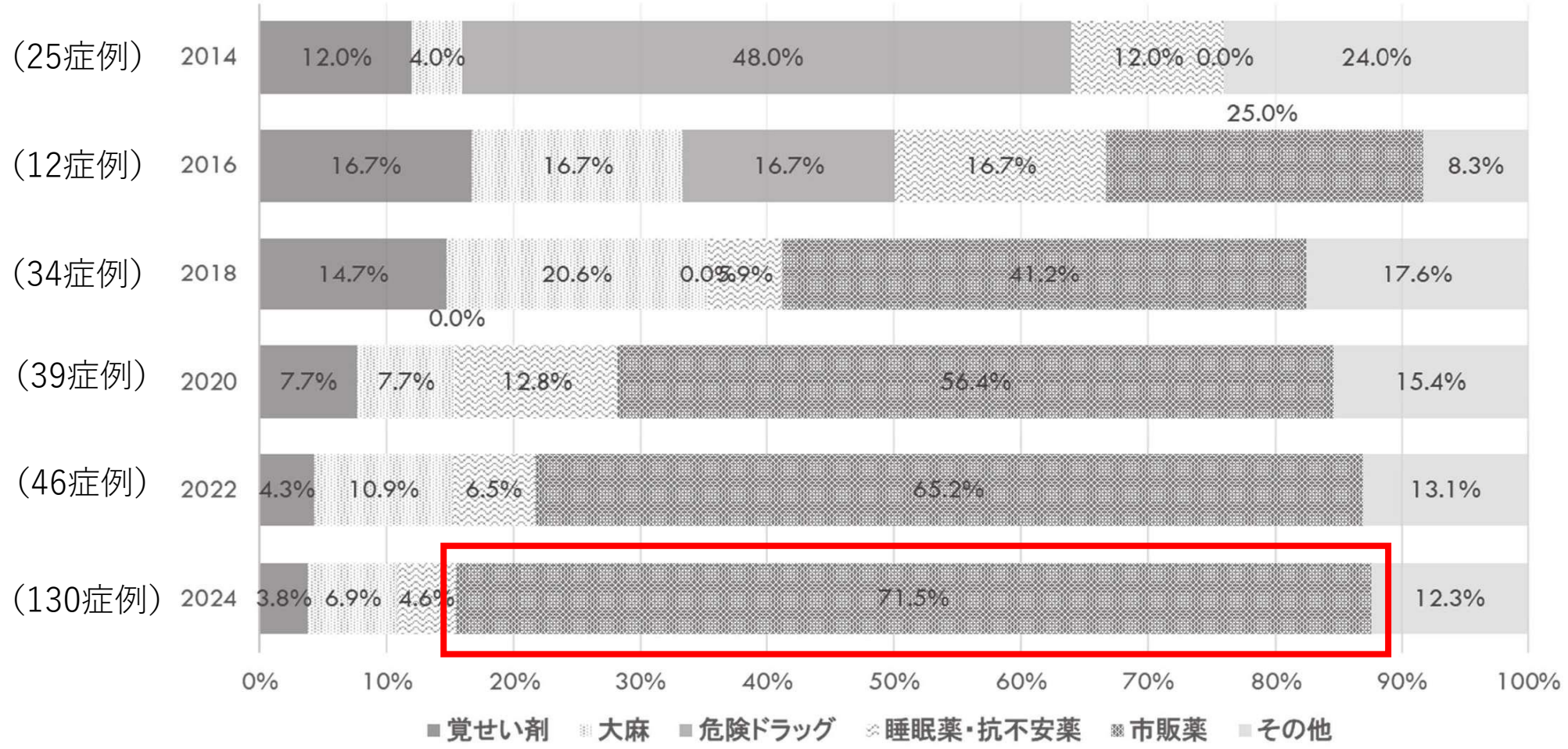


図8: 1年以内使用あり症例の「主たる薬物」の比率に関する経年的推移

参考：令和６年度厚生労働行政推進事業費補助金（医薬品・医療機器等レギュラトリーサイエンス政策研究事業）総括・分担研究報告書
「薬物乱用・依存状況の実態把握のための全国調査と近年の動向を踏まえた大麻等の乱用に関する研究



全国の精神科医療施設における薬物依存症の治療を受けた１０代患者の「主たる薬物」の推移

参考：令和６年度厚生労働行政推進事業費補助金（医薬品・医療機器等レギュラトリーサイエンス政策研究事業）総括・分担研究報告書
「薬物乱用・依存状況の実態把握のための全国調査と近年の動向を踏まえた大麻等の乱用に関する研究

国の啓発

事　務　連　絡
令和５年３月22日

各（都道府県／保健所設置市／特別区）衛生主管部（局）御中

厚生労働省医薬・生活衛生局医薬安全対策課

一般用医薬品の濫用防止に関するポスターについて

医薬行政の推進につきましては、平素から格別の御高配を賜り厚く御礼申し上げます。

一般用医薬品等のうち、濫用等のおそれのある医薬品については、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則」（昭和36年厚生省令第１号）第15条の２の規定に基づき、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第十五条の二の規定に基づき濫用等のおそれのあるものとして厚生労働大臣が指定する医薬品」（平成26年厚生労働省告示第252号）により指定されていますが、その対象について、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第十五条の二の規定に基づき濫用等のおそれのあるものとして厚生労働大臣が指定する医薬品の一部を改正する件」（令和５年厚生労働省告示第５号）により改正し、令和５年４月１日から適用することとしています。また、その取扱い等について、「「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第十五条の二の規定に基づき濫用等のおそれのあるものとして厚生労働大臣が指定する医薬品」の改正について」（令和５年２月８日付け薬生発0208第１号厚生労働省医薬・生活衛生局長通知）によりお示しするとともに、貴管下の薬局開設者等に対する適正販売の推進に係る適切な指導及び濫用等に関する防止啓発等に努めていただくようお願いをしてきたところです。

今般、一般用医薬品の濫用等を未然に防ぐことを目的とし、別添のとおり啓発ポスターを作成し、厚生労働省ホームページ（https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000204128_00007.html）に掲載しました。ダウンロードの上、店舗へ掲示等してご利用いただくよう貴管下の薬局開設者、店舗販売業者及び関係団体への周知をお願いいたします。



市販薬の過量摂取（オーバードーズ）について

更新日：2024年07月30日

近年、市販薬を過量に摂取する、いわゆる「オーバードーズ」が問題化してきており、注意が必要です。

医薬品は、安全に効果を発揮するために、用法や用量が決められていますが、市販薬の中には、用法・用量を守らずに過量摂取（オーバードーズ）すると、健康被害を引き起こしたり、依存症になってやめられなくなるものがあります。

「オーバードーズ」は、特に若年者を中心に広がっており、過量摂取する若者は、学校や職場での人間関係や家族など悩みを抱えている場合が多く、現実逃避や精神的苦痛の緩和のために、手を出してしまう傾向があります。

市販薬の過量摂取により、眠気や疲労感がなくなったり、ふわふわした気分になったりすることがありますが、これらの効果は一時的であり、効果が切れると不快な気分になり、同じ効果を期待して過量摂取を繰り返してしまいます。過量摂取により亡くなってしまう事例が発生するなど、社会問題となっています。



医薬品を適正に使用していただくことを目的として、薬局やドラッグストアでは、薬の販売時に薬剤師や登録販売者が症状を確認したり、薬の注意事項についての情報提供を行っています。

薬剤師や登録販売者の説明をよく聞いて、また添付文書をよく読んで、医薬品を正しく使いましょう。

関連情報

- 一般用医薬品の乱用（オーバードーズ）について（一般の方へ）【厚生労働省ホームページ（外部サイト）】
- 一般用医薬品の濫用防止に関するポスターについて【厚生労働省ホームページ（外部サイト）】

まち・環境

10月は「浄化槽適正処理促進月間」



浄化槽は、水洗トイレや台所、お風呂等からの排水を微生物の働きにより浄化し、放流するための設備です。適正に維持管理されていないと、汚れた水が流れてしまい、側溝や河川等の水の汚れ、悪臭の原因となります。
本来の浄化槽の機能を発揮させるため、適正な維持管理をお願いします。

［問］廃棄物減量推進課
☎077-528-2802

健康

10月は「臓器移植普及推進月間」「骨髄バンク推進月間」

臓器移植

病気や事故などで臓器の機能が低下した人に、他者の健康な臓器を移植し健康を回復させる医療です。一人でも多くの命を救うため、臓器提供の意思表示にご協力をお願いします。

意思表示の方法

- ☑マイナンバーカード
- ☑運転免許証
- ☑インターネットで意思登録
- ☑臓器提供意思表示カード



※意思表示に年齢の上限はありません。
※詳しくは、（公社）日本臓器移植ネットワークへ。☎0120-78-1069

骨髄バンク

骨髄等の移植が必要な方と提供者（ドナー）をつなぐ公的事業です。毎年数万人が白血病などの重い血液の病気と診断され、そのうち約2,000人が骨髄バンクドナーを通じての移植を希望されています。しかし、患者さんとドナーの白血球の型が適合する確率は数百分の1～数万分の1と低く、実際に移植を受けることができる方は半数程度にとどまっています。18歳～54歳の健康な方は、ドナー登録にご協力をお願いします。

※詳しくは、（公財）日本骨髄バンクへ。
☎03-5280-1789

［問］保健総務課
☎077-522-6756

健康

10月は「ピンクリボン月間」乳がん検診を受けましょう

乳がんは全国的に患者数が増加傾向にあり、市でも、女性のがんによる死亡原因の上位を占めています。
しかし、初期には自覚症状がないことも多いため、定期的な「がん検診」が大切です。40歳以上の方は、2年度に1回乳がん検診を受診しましょう。

あなたは当てはまりませんか？

次の項目に当てはまる方は、乳がんのリスクが高いとされています。

- ☑血縁者に乳がんになった人がいる
- ☑授乳経験がない
- ☑経口避妊薬を使用している
- ☑閉経後、長期のホルモン補充療法をしている
- ☑肥満である

※乳がん検診の日程について、詳しくは19ページへ。
※「ピンクリボン月間」に合わせて、10月18日（日）にJCHO滋賀病院で乳がん検診を実施します。詳しくは、同病院（8時30分～17時）へ。
☎077-537-3101

がん治療による外見の変化を支援します

市では、アピアランスケア支援事業として、がん治療に伴う外見上の変化を補うため、頭髪補整具や乳房補整具の購入経費の一部を助成しています。詳しくは市ホームページか健康推進課まで。

［問］健康推進課
☎077-528-2748

健康

10月17日～23日は「薬と健康の週間」

医薬品や薬剤師等の専門家の役割に関する正しい知識を広く知っていただくための啓発週間です。
近年、10代の若者を中心に、市販薬の過量摂取（オーバードーズ）が広がっており、社会問題となっています。
医薬品は、説明文書をよく読み、用法・用量を守って正しく使用しましょう。

- ☑お薬手帳を活用しましょう
- ☑かかりつけ薬剤師・薬局を持ちましょう
- ☑医薬品は専門家に相談して正しく使用しましょう

［問］保健総務課
☎077-522-6757

本市の啓発

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律（令和７年法律第37号）の概要（濫用のおそれのある医薬品の販売）

法の規定

【改正概要】

○若年者を中心に一般用医薬品の濫用が社会問題化。濫用防止に関する周知・啓発等の取組等も含め対策が行われている。

○販売規制においても、現状の制度（※）では遵守状況含め不十分な状況であり、実効性を高める必要がある。

※薬局等の遵守事項として、省令等により、若年者への氏名年齢の確認、適正使用に必要な量（原則１包装）のみの販売、それ以上購入する場合の理由の確認を求めている。

○このため、指定する成分を含む一般用医薬品等を指定濫用防止医薬品として法令に位置づけ、販売時の確認（他店での購入状況や購入者の状況等）や情報提供等の販売方法に関する事項を薬局等の遵守事項から独立させた規定として整備（下表）。

○製品への対応として、医薬品の外箱に注意喚起等を表示する。

○：義務 －：規定なし	現状（省令で規定）		改正後（法令上に位置づけ）		
	若年者	若年者以外	18歳未満	18歳以上	
	（包装サイズ区別なし）		**小容量**（注１）	**小容量**	**複数・大容量**
確認・情報提供の方法	（通常の一般用医薬品と同様）		対面orオンライン（注２）	対面、オンラインor 通常のインターネット販売等	対面orオンライン
購入者への確認・情報提供	○氏名・年齢（若年者の場合） ○他店での購入状況の確認 ○複数購入の場合の理由の確認		○氏名・年齢（若年者及び必要な場合（注３）） ○購入者の状況の確認及び濫用等にかかる情報提供の実施 ○他店での購入状況の確認 ○複数購入の場合の理由の確認		
同一店での頻回購入対策	－		○(頻回購入対策を整理した手順書を整備し対応)		
陳列場所	（指定第二類医薬品として、情報提供場所から7m以内）		購入者の手の届かない場所 ／ 継続的に配置された専門家から目の届く範囲＊ （購入者の状況を適切に確認できる必要な体制の整備を前提）		

（＊情報提供場所から7m以内）

注１　５日分（風邪薬・解熱鎮痛薬・鼻炎内服薬は７日分）以下の用法・用量の成分量を含む１包装単位を小容量とし、それを超える数量を大容量とする旨を省令及び告示において規定。若年者には複数・大容量製品は販売しない。

注２　ビデオ通話など、映像と音声によるリアルタイムでの双方向通信をいう。

注３　オンラインによらないインターネット販売等の場合のほか、対面又はオンラインによる販売において若年者でないことが確実に確認できる場合のうち、購入者の状況も踏まえ資格者が必要と判断する場合などを想定。また、複数・大容量製品の販売の際には、18歳以上の確認として年齢確認が必要。

改正薬機法整備省令（令和７年11月28日厚生労働省令117号）の概要

指定濫用防止医薬品の販売制度に関する規定

- 販売時の**情報提供が必要な事項として**、指定濫用防止医薬品の**濫用をした場合における保健衛生上の危害の発生のおそれがある旨**を規定。
- 販売時の**確認事項**として、年齢、氏名（18歳未満の場合）、他製品・他薬局等での購入状況、購入理由（多量購入の場合）等を規定。
- **大容量製品・複数個の販売を禁止する年齢**及び小容量製品１個の販売に際し**対面もしくはオンラインでの販売を義務づける年齢**を**18歳未満**と規定。
- 大容量製品・複数個に該当する数量について、別途告示で定める旨を規定。
- **販売にかかる手順書を薬局等ごとに整備し、販売方法や頻回購入対策等に関する手順を定め**、当該手順書に沿った業務を行う必要がある旨を規定。**⇔体制省令**
- 陳列の規定として　**①顧客の手の届かない場所への商品陳列　②情報提供設備に専門家を継続的に配置し、当該設備から半径７m以内への陳列**　のいずれかとする旨を規定。**⇔構造設備規則**
- 包装表示の規定として「要確認」の文字を外箱に表示することを規定。（大容量は「要」を囲むことや、外部の容器・被包に記載されている場合は直接の容器・被包への記載は要しない旨も規定。）

要指導医薬品の販売に関する規定

- 情報提供・販売の方法等について、**対面又はオンライン服薬指導による情報提供等を行う方法**、**オンライン服薬指導実施の判断基準**を定める。
- 特定販売に係る規定に要指導医薬品を追加する等所要の改正。
- 対面以外の方法で情報提供を行った場合には、薬剤師によって情報提供が行われた者であることを確認した上で、当該情報提供を行った薬剤師に販売させる旨を規定。
- 特定要指導医薬品について、**指定理由を踏まえた対応を行うなどの方法**により、薬剤師に、対面により販売等させなければならないことを規定。

市販薬の過量摂取（オーバードーズ）について

更新日：2024年07月30日

近年、市販薬を過量に摂取する、いわゆる「オーバードーズ」が問題化してきており、注意が必要です。

医薬品は、安全に効果を発揮するために、用法や用量が決められていますが、市販薬の中には、用法・用量を守らずに過量摂取（オーバードーズ）すると、健康被害を引き起こしたり、依存症になってやめられなくなるものがあります。

「オーバードーズ」は、特に若年者を中心に広がっており、過量摂取する若者は、学校や職場での人間関係や家族など悩みを抱えている場合が多く、現実逃避や精神的苦痛の緩和のために、手を出してしまう傾向があります。

市販薬の過量摂取により、眠気や疲労感がなくなったり、ふわふわした気分になったりすることがありますが、これらの効果は一時的であり、効果が切れると不快な気分になり、同じ効果を期待して過量摂取を繰り返してしまいます。過量摂取により亡くなってしまう事例が発生するなど、社会問題となっています。



医薬品を適正に使用していただくことを目的として、薬局やドラッグストアでは、薬の販売時に薬剤師や登録販売者が症状を確認したり、薬の注意事項についての情報提供を行っています。

薬剤師や登録販売者の説明をよく聞いて、また添付文書をよく読んで、医薬品を正しく使いましょう。

関連情報

- 一般用医薬品の乱用（オーバードーズ）について（一般の方へ）【厚生労働省ホームページ（外部サイト）】
- 一般用医薬品の濫用防止に関するポスターについて【厚生労働省ホームページ（外部サイト）】

この記事に関するお問い合わせ先

健康福祉部保健所 保健総務課
〒520-0047 大津市浜大津四丁目1番1号　明日都浜大津1階
電話番号：077-522-6756
ファックス番号：077-525-6161

保健総務課にメールを送る

まち・環境

10月は「浄化槽適正処理促進月間」



浄化槽は、水洗トイレや台所、お風呂等からの排水を微生物の働きにより浄化し、放流するための設備です。適正に維持管理されていないと、汚れた水が流れてしまい、側溝や河川等の水の汚れ、悪臭の原因となります。
本来の浄化槽の機能を発揮させるため、適正な維持管理をお願いします。

[問]廃棄物減量推進課
☎077-528-2802

健康

10月は「臓器移植普及推進月間」「骨髄バンク推進月間」

臓器移植

病気や事故などで臓器の機能が低下した人に、他者の健康な臓器を移植し健康を回復させる医療です。一人でも多くの命を救うため、臓器提供の意思表示にご協力をお願いします。



意思表示の方法

- ☑マイナンバーカード
- ☑運転免許証
- ☑インターネットで意思登録
- ☑臓器提供意思表示カード

※意思表示に年齢の上限はありません。
※詳しくは、(公社)日本臓器移植ネットワークへ。☎0120-78-1069

骨髄バンク

骨髄等の移植が必要な方と提供者(ドナー)をつなぐ公的事業です。毎年数万人が白血病などの重い血液の病気と診断され、そのうち約2,000人が骨髄バンクドナーを通じての移植を希望されています。しかし、患者さんとドナーの白血球の型が適合する確率は数百分の1～数万分の1と低く、実際に移植を受けることができる方は半数程度にとどまっています。18歳～54歳の健康な方は、ドナー登録にご協力をお願いします。

※詳しくは、(公財)日本骨髄バンクへ。
☎03-5280-1789

[問]保健総務課
☎077-522-6756

健康

10月は「ピンクリボン月間」乳がん検診を受けましょう

乳がんは全国的に患者数が増加傾向にあり、市でも、女性のがんによる死亡原因の上位を占めています。
しかし、初期には自覚症状がないことも多いため、定期的な「がん検診」が大切です。40歳以上の方は、2年度に1回乳がん検診を受診しましょう。

あなたは当てはまりませんか?

次の項目に当てはまる方は、乳がんのリスクが高いとされています。

- ☑血縁者に乳がんになった人がいる
- ☑授乳経験がない
- ☑経口避妊薬を使用している
- ☑閉経後、長期のホルモン補充療法をしている
- ☑肥満である

※乳がん検診の日程について、詳しくは19ページへ。
※「ピンクリボン月間」に合わせて、10月18日(日)にJCHO滋賀病院で乳がん検診を実施します。詳しくは、同病院(8時30分～17時)へ。
☎077-537-3101

がん治療による外見の変化を支援します

市では、アピアランスケア支援事業として、がん治療に伴う外見上の変化を補うため、頭髪補整具や乳房補整具の購入経費の一部を助成しています。詳しくは市ホームページか健康推進課まで。

[問]健康推進課
☎077-528-2748

健康

10月17日～23日は「薬と健康の週間」

医薬品や薬剤師等の専門家の役割に関する正しい知識を広く知っていただくための啓発週間です。
近年、10代の若者を中心に、市販薬の過量摂取(オーバードーズ)が広がっており、社会問題となっています。
医薬品は、説明文書をよく読み、用法・用量を守って正しく使用しましょう。

- ☑お薬手帳を活用しましょう
- ☑かかりつけ薬剤師・薬局を持ちましょう
- ☑医薬品は専門家に相談して正しく使用しましょう

[問]保健総務課
☎077-522-6757